

原油価格・物価高騰等に係る中小企業者向け特別対策

荒川区中小企業融資制度 特別融資 経済急変対応融資 【原油価格・物価高騰等対応】¹

令和8年2月16日から外注費の増額も利用対象となります！

- 本人負担金利：0.3% (区利子補給1.6%)
- 信用保証料補助：全額補助
- 融資限度額：1,000万円以内
- 返済期間：8年以内 (据置期間1年以内を含む)
- 資金用途：運転資金²
- 利用できる方：令和5年1月から申込の前月までのうち、任意の月の仕入高、材料費、燃料費又は外注費³が、前年同月に比べ5%以上増加している中小企業者
- 申込受付期間：令和8年2月16日から令和8年3月31日まで
(翌年度の取扱いについては3月中旬にお知らせします。)
- その他：上記以外の融資利用条件、必要書類等については、荒川区中小企業融資制度に則った取り扱いとなります。

1 責任共有制度対象融資です。

2 すでに、経済急変対応融資等の荒川区中小企業融資制度で、運転資金のお借入れがある場合、前回の運転資金借入日から4か月以上経過後、お申込みができます。

3 決算書上、仕入高、材料費、燃料費又は外注費の計上がない場合は利用できません。

(人件費による比較も不可)お申込み時に、比較する月の仕入高等が確認できる書類(法人事業概況説明書、試算表、台帳等)をご提出ください。

4 予算額に達した場合は、上記受付期間内であっても、受付を終了いたします。

この融資に関するご相談 【窓口もしくはお電話にて承ります】

- 相談窓口：荒川区 産業経済部 経営支援課 融資係
(荒川区荒川2丁目2番3号 荒川区役所本庁舎6階)
- 電話番号：3802-4684 又は 3802-3348 (いずれも直通)